

もと
主水だより

第74号 令和元年11月29日発行

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 松戸出張所
〒271-0042 松戸市主水新田102
TEL 047(343)3722

R1江戸川左岸三輪野山地区低水護岸外工事 進捗状況について

R1江戸川左岸三輪野山地区低水護岸外工事（松浦建設（株））について、10月中旬から現地着工しております。

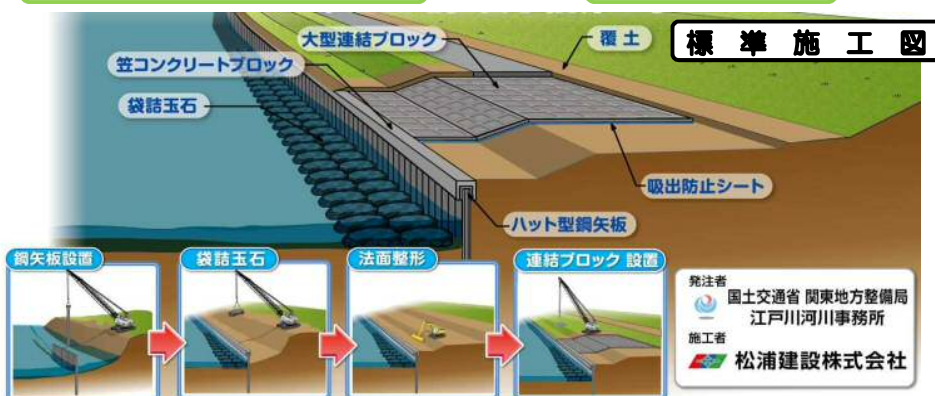
現在の進捗状況は、既設護岸ブロックの撤去を行い、鋼矢板の設置を施工し始めたところです。今後、袋詰玉石の設置、法面整形、連結ブロック設置という流れで行っていく予定です。



既設護岸ブロックの撤去



鋼矢板設置



水質事故対策訓練について

10月29日（火）に松戸出張所で江戸川河川事務所開催の「水質事故対策訓練」が行われました。事務所職員だけでなく、関連する都県や市の職員も参加しました。当日はあいにくの悪天候により予定していた船によるオイルフェンス展張訓練は出来ませんでしたが、室内でロープ結束訓練や簡易水質分析訓練などを行いました。今回の訓練を生かし、今後も水質事故に適切に対処していきます。



ロープ結束訓練



簡易水質分析訓練

河川敷に悪質な不法投棄(産業廃棄ゴミ)を発見、警察に通報しました

11月4日(月)に江戸川に産業廃棄ゴミの投棄を河川巡視員が確認しました。その後、流山警察署に通報し、11月6日(水)に警察と現地立会を実施しました。不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

●罰則について

・河川法

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)に処せられる場合があります。



産業廃棄ゴミの不法投棄



警察の立会状況

松戸管内11月期 工事安全パトロールについて

11月29日(金)に工事安全パトロールを実施しました。

今回、2工事を対象に作業状況や安全対策等を確認しましたが、事故につながるような案件は発見されませんでした。

11月に入り、どの工事でも本格的に動き出し始めましたので、事故の無いよう監督していききたいと思います。



パトロールの様子

写真館



あとかき

11月21日(木)に中国北京市水務局の研修チームが日本の水分野(利水、治水、水環境)の事業についての運営管理等の手法を学ぶために北千葉導水路の視察にいらっしゃいました。江戸川や坂川の治水対策や水運用について熱心に勉強されていました。

主水だより編集責任者:管理第二係 吉田

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページに(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)掲載しています。